

平成30年度

南房総市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号

平成30年度南房総市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

平成30年度南房総市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,680千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,406,963千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月11日提出

南房総市長 石井 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,102,736	△164,191	938,545
	1 国民健康保険税	1,102,736	△164,191	938,545
5 県支出金		3,991,417	5,511	3,996,928
	1 県補助金	3,991,416	5,511	3,996,927
9 繰越金		2	100,000	100,002
	1 繰越金	2	100,000	100,002
歳 入 合 計		5,465,643	△58,680	5,406,963

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		1,426,101	△58,680	1,367,421
	1 医療給付費分	997,234	△43,286	953,948
	2 後期高齢者支援金等分	319,591	△7,443	312,148
	3 介護納付金分	109,276	△7,951	101,325
歳 出 合 計		5,465,643	△58,680	5,406,963

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,102,736	△164,191	938,545
5 県支出金	3,991,417	5,511	3,996,928
9 繰越金	2	100,000	100,002
歳入合計	5,465,643	△58,680	5,406,963

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金	1,426,101	△58,680	1,367,421
歳出合計	5,465,643	△58,680	5,406,963

(単位：千円)

補正の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
5,511			△64,191
5,511			△64,191

2. 歳 入

第 1 款 国民健康保険税 (補正額 △164,191 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国民健康保険税	1,102,736	△164,191	938,545		
	1 一般被保険者国民健康保険税	1,092,841	△163,623	929,218		
					1 医療給付費分現年課税分	△141,535
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	△12,406
					3 介護納付金分現年課税分	△9,682
	2 退職被保険者等国民健康保険税	9,895	△568	9,327		
					1 医療給付費分現年課税分	△262
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	△37
					3 介護納付金分現年課税分	△269
	計	1,102,736	△164,191			

第 5 款 県支出金 (補正額 5,511 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	県補助金	3,991,416	5,511	3,996,927		
	1 保険給付費等交付金	3,991,416	5,511	3,996,927		
					2 特別交付金	5,511
	計	3,991,417	5,511			

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 医療給付費分現年課税分普通徴収分	△141,535 △141,535
(保険年金課) 後期高齢者支援金分現年課税分普通徴収分	△12,406 △12,406
(保険年金課) 介護納付金分現年課税分普通徴収分	△9,682 △9,682
(保険年金課) 医療給付費分現年課税分普通徴収分	△262 △262
(保険年金課) 後期高齢者支援金分現年課税分普通徴収分	△37 △37
(保険年金課) 介護納付金分現年課税分普通徴収分	△269 △269

第1款 国民健康保険税

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 特別調整交付金分(市分) 県繰入金(2号分)	5,511 △300 5,811

第5款 県支出金

第 9 款 繰越金 (補正額 100,000 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	2	100,000	100,002		
	2 その他繰越金	1	100,000	100,001		
					1 その他繰越金	100,000
	計	2	100,000			

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	100,000
その他繰越金	100,000

第9款 繰越金

3. 歳 出

第 3 款 国民健康保険事業費納付金 (補正額 △58,680 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	医療給付費分	997,234	△43,286	953,948	5,511	0	0	△48,797
	1 一般被保険者医療給付費分	991,987	△43,024	948,963	5,511	0	0	△48,535
					5,511	0	0	△48,535
	2 退職被保険者医療給付費分	5,247	△262	4,985	0	0	0	△262
					0	0	0	△262
2	後期高齢者支援金等分	319,591	△7,443	312,148	0	0	0	△7,443
	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	317,821	△7,406	310,415	0	0	0	△7,406
					0	0	0	△7,406
	2 退職被保険者後期高齢者支援金等分	1,770	△37	1,733	0	0	0	△37
					0	0	0	△37
3	介護納付金分	109,276	△7,951	101,325	0	0	0	△7,951
	1 介護納付金分	109,276	△7,951	101,325	0	0	0	△7,951

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	△43,024	一般被保険者医療給付費分（保険年金課） △43,024 19負担金、補助及び交付金 △43,024 負担金 △43,024 一般被保険者医療給付費分 △43,024
19 負担金、補助及び交付金	△262	退職被保険者医療給付費分（保険年金課） △262 19負担金、補助及び交付金 △262 負担金 △262 退職被保険者医療給付費分 △262
19 負担金、補助及び交付金	△7,406	一般被保険者後期高齢者支援金等分（保険年金課） △7,406 19負担金、補助及び交付金 △7,406 負担金 △7,406 一般被保険者後期高齢者支援金等分 △7,406
19 負担金、補助及び交付金	△37	退職被保険者後期高齢者支援金等分（保険年金課） △37 19負担金、補助及び交付金 △37 負担金 △37 退職被保険者後期高齢者支援金等分 △37

第3款 国民健康保険事業費納付金

